

EY Taiwan JBS NEWSLETTER

May 2020



EY Taiwan JBS NEWS LETTER

今回の内容

決算及び配当に関する整理、及び 配当または内部留保にあたっての関連税務及び軽減措置 ～新型コロナウイルスの影響を踏まえて～

本ニュースレターの内容は、一般的情報を参考のためのみに供するものであり、具体的な個別の案件に対するアドバイスが必要な場合は、EY台湾にご相談ください。本ニュースレターの内容について、ご不明な点などがございましたら、いつでもサポートをいたしますので、ご遠慮なくお申し付けください。

▶ 前書き

今回は、台湾における日系子会社の配当にかかる対応の整理及び基本的な税務規定から軽減・優遇措置対応、その他留意事項等について説明いたします。

12月決算の会社、3月決算の会社共に決算を迎え、董事会、株主総会の対応、または配当や内部留保について検討されている時期と存じます。

これらにあたり、台湾における基本的制度の他、配当や内部留保にかかる課税項目、及びそれぞれにかかる税の軽減措置などについて整理いたしました。

また、それぞれの項目につきまして、新型コロナウイルス感染症の影響が想定される部分についてコメントを入れております。

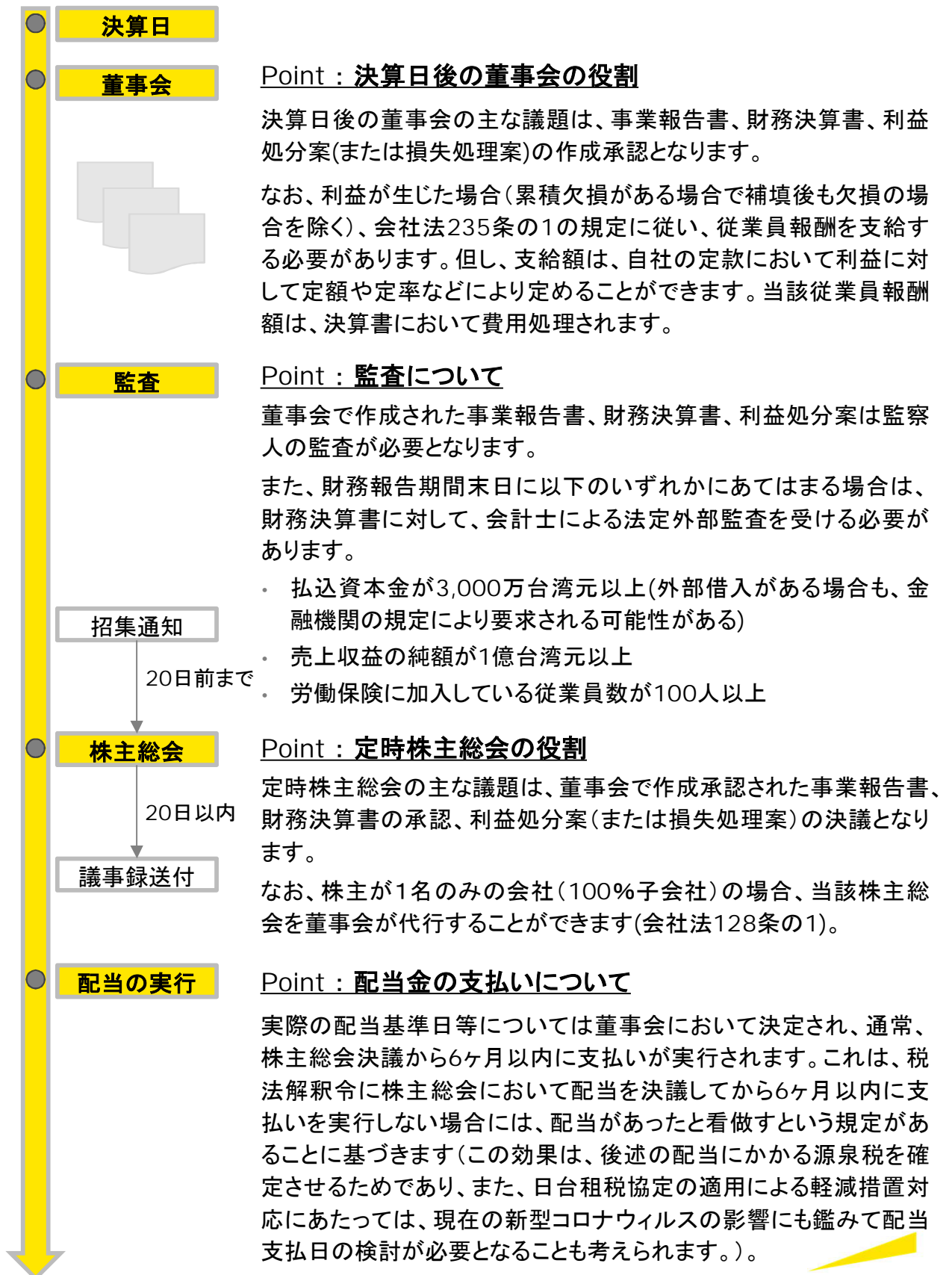
利益処分決議内容のご検討にあたり、ご参照頂けますと幸いです。

▶ 今回お伝えしたいポイント

- ▶ 配当に関する会社法上の対応手続
- ▶ 配当及び内部留保のいずれについても関連する税金が発生すること
- ▶ 配当については日台租税協定の適用が可能であるものの所定の準備が必要であること
- ▶ 内部留保については、これを投資へ充てることで、産業創新条例による優遇税制が適用できる可能性があること

決算日から配当支払いまでの概要とポイント

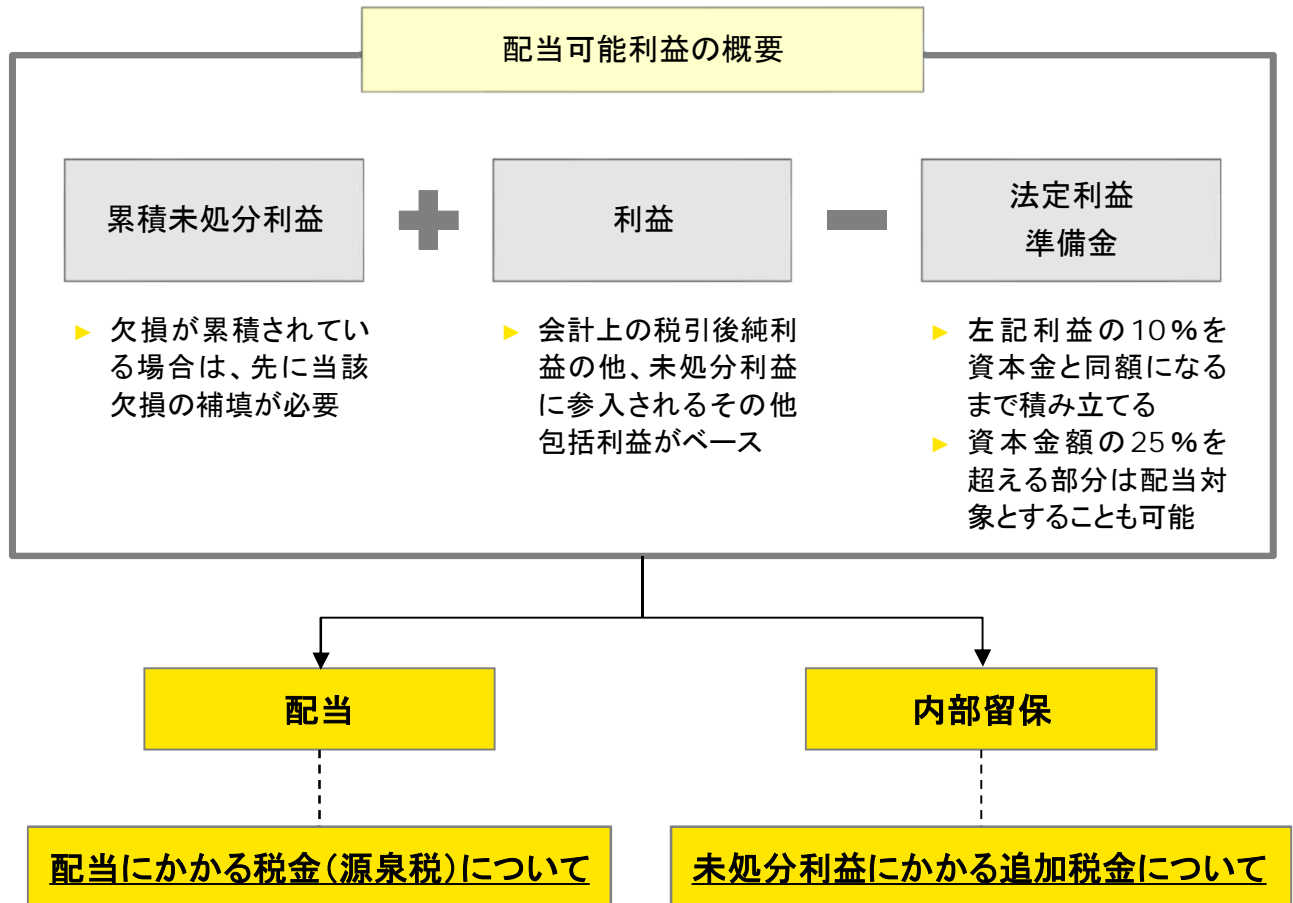
<非公開会社における決算スケジュール>



利益処分と関連する税金について

利益処分方法

利益処分は、以下の算式によって配当可能利益を確定し、最終的には前述の利益処分案に基づき、配当金額または内部留保金額がそれぞれ決議されることとなります。



国外への配当を実施する場合、配当実施日より10日以内に源泉税の申告納付を行う必要があります。
国外への配当にかかる源泉税率は、原則21%となります。

【軽減対応→詳細はP.5参照】

租税協定の適用によって、日本に対する配当にかかる源泉税については、これを10%へ軽減することができます。但し、自動的に軽減されるものではなく、所定の書類を準備した上で上記源泉税の申告納付時に提出する必要があります。

各年度に計上した最終利益について、株主総会における利益処分により配当をせずに翌年度に繰り越した場合、当該未処分利益に対して追加で5%の税金が課税されます。申告及び納付は、利益計上年度の翌々年となります。

【軽減対応→詳細はP.6参照】

産業創新条例によって、留保した利益を以て3年以内に一定の条件を充たす実質的な投資を行う場合、当該投資額は、課税対象所得より控除することができます。

配当源泉税に対する租税協定の適用

租税協定とは

二重課税の排除や脱税の防止等を目的として国家間で個別に締結される合意のことです。他国では、一般的に租税条約と言われますが、台湾の場合、租税協定や民間取り決めと称され、2020年5月現在、32カ国と締結をしています。日台間協定の場合、配当、利息、ロイヤリティといった項目の源泉税の軽減の他、恒久的施設の概念の整理、二国間の事前確認制度、相互協議制度等が定められています。

配当源泉税軽減のための日台租税協定の適用

前述の通り、日本への配当については、租税協定の適用によって、21%の源泉税率を10%に軽減することが可能となりますが、自動的に軽減されるわけではない点に注意が必要です。個別に事前に申請や許可の取得が必要となるわけではありませんが、所定の書類を準備の上、源泉税の申告納付時に提出する必要があります。以下、準備する必要がある書類、及び留意点を整理します。

必要書類と留意点等	
適用申請書	租税協定適用のための申請書。財政部HPよりダウンロード可能です。
居住者証明	配当を受領する会社が日本の居住者であることを証明する書類。日本の所轄税務署にて発行が必要となります。台湾専用のフォームが設けられており、発行に一定の時間を要します。なお、日本で発効された公文書として、在外公館(台北駐日経済文化代表処)の認証が必要となります。
所得受益者証明	日本の配当受領者側で準備する必要があります。特に所定のフォームはなく、日本側が配当を受領する当事者であることを明確にするものです。日本側の代表者の署名や押印が必要となります。なお、一般的に私文書にかかる法務局の公証手続、在外公館(日本経済文化代表処)の認証が必要となります。
株式持分証明	一般的には株主名簿が該当します。
設立当初のFIAの公文書	設立時の外国投資審議委員会の承認書類のコピー。もし、紛失した場合は、再発行が必要となり時間を要するため注意が必要です。
配当にかかる証憑	配当金計算書または通知書・配当を決議した株主総会議事録。基本的には、通常利用されているもので問題ありません。

その他の留意点として、台湾の税務署によっては上記以外の書類や中文の翻訳を求められるケースもあるため、事前に税務署に必要書類を確認しておくことをおすすめします。源泉税の納付期限は10日以内と短いため、特に日本側で準備が必要な居住者証明や所得受益者証明について、事前に余裕をもって準備することが望まれます。なお、2020年5月現在、新型コロナウイルスの影響によって、日本の居住者証明の発行に2週間以上の時間を要するケースや、認証手続の一時的な停止などの状況が発生しています。上記資料の準備については、これまで以上に時間的余裕を見ることが望まれ、また、場合によっては、配当支払基準日を遅らせる等の対応も検討が必要と考えられます。

産業創新条例の適用による未処分利益に対する5%追加課税の減税対応について

産業創新条例とは

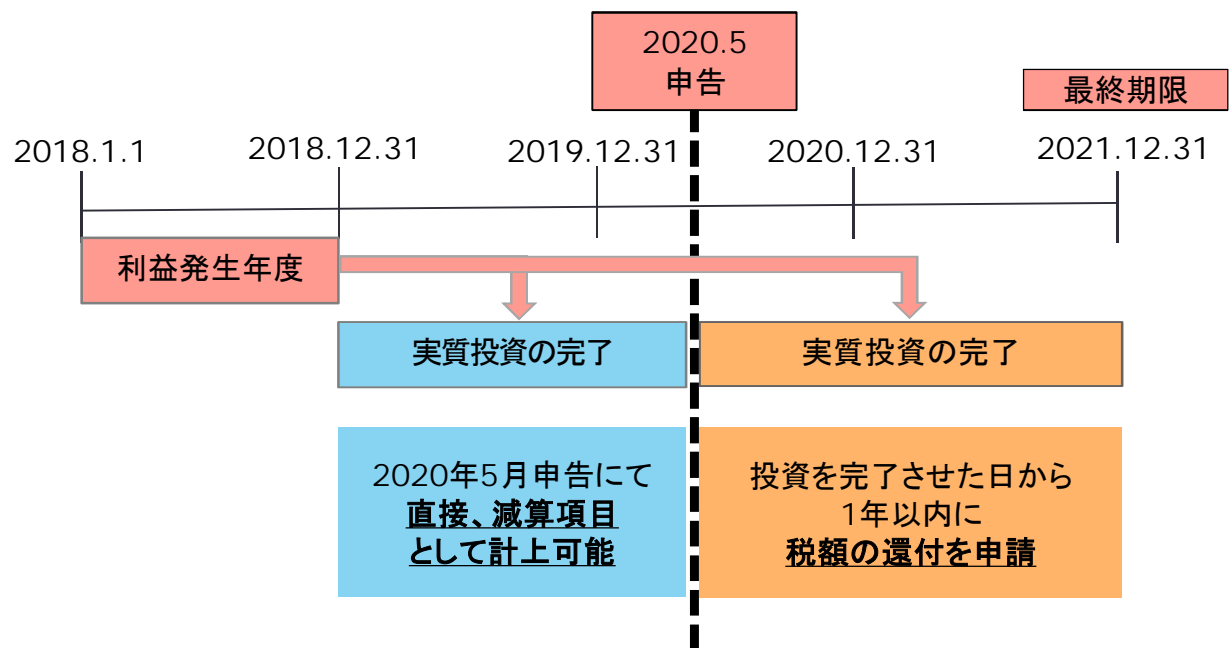
産業の創新と発展等を目的として2010年に制定され、2029年まで適用が延長された時限条例です。特定の研究開発投資の税額控除、スマートマシンや5G投資に対する税額控除などが定められています。

未処分利益に対する5%追加課税の減税措置

事業者が、利益が発生した年度の翌年から3年内、当該利益を以て一定の実質的投資を実施した場合、当該投資額を課税対象所得から減算することで税額を軽減することが可能となります。

未処分利益に対する追加課税の申告と減税の対応にかかるタイムスケジュール

例: 12月決算会社が、2018年度に獲得した利益を以て実質投資を実施した場合



実質投資にかかる要件ポイント

- ▶ 2018年度以降の利益で、その利益が発生した年度の翌年から3年内の投資であること
- ▶ 実際の支出合計が100万台湾元以上であること
- ▶ 建物、附属設備、機械、工具、車両運搬具、情報通信設備、ソフトウェア及びハードウェア設備、並びに著作権、特許権、商標権といった技術等、有形資産や無形資産に計上される投資であること
- ▶ 購入のみならず、自ら製造した場合も含まれること
- ▶ その他、投資日の確定や申告や還付にあたって、投資にかかる証憑の準備が必要であること

弊所連絡先

関連する情報をご希望の方は
お付き合いをさせて頂いており
ますEY担当にご連絡を頂くか、
または以下のいずれかの関連
サービス専門担当までご連絡
をください。

企業税務サービス

蔡雅萍 執業會計師

02 2757 8888 # 88873

Anna.Tsai@tw.ey.com

吳文賓 執業會計師

07 238 0011 # 88990

Ben.Wu@tw.ey.com

工商法令コンプライアンスサ ービス

沈碧琴 執業會計師

02 2757 8888 # 88877

Ann.Shen@tw.ey.com

陳仕凱 協理

02 2757 8888 # 67363

Joey.Chen@tw.ey.com

JBS

山崎隆浩 副總經理

02 2757 8888 # 88880

Takahiro.Yamazaki@tw.ey.com

橋本純也 協理

02 2757 8888 # 66458

Junya.Hashimoto@tw.ey.com

堀井政東 協理

02 2757 8888 # 66525

Masato.Horii@tw.ey.com

EY 安永

Assurance アシュアランス | Tax 税務 | Transactions トランザクション | Advisory アドバイザリー

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い世界の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYの個人情報の収集及び使用方法、個人情報の保護にかかる対応については、ey.com/privacy をご参照ください。さらに詳細な情報については、EYグローバルウェブサイト ey.com をご参照ください。

EY台湾は中華民国の法律に基づき設立登記された組織であり、安永聯合會計師事務所、安永管理顧問股份有限公司、安永諮詢服務股份有限公司、安永企業管理諮詢服務股份有限公司、安永財務管理諮詢服務股份有限公司、安永圓方國際法律事務所及び財団法人台北市安永文教基金會を含んでいる。詳しくは、ey.com/taiwan をご覧ください。

© 2020 Ernst & Young
All Rights Reserved.

APAC No. 14005219
ED None

本資料は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/taiwan

